香芝市告示第２０４号

次に掲げる事務については、令和８年１０月２１日から令和１０年１０月２０日まで、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５３条第１項の規定により副市長　堀本武史に委任し、同法第１６７条第２項の規定により当該副市長が執行することとなるので、同条第３項の規定により告示する。

令和８年１０月２１日

香芝市長　三　橋　和　史

委任する事務	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条及び道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第４条の２の規定により組織する香芝市地域公共交通活性化協議会の運営に際し、当該協議会を主宰する市長の事務